

西川町行政視察受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西川町(以下「町」という。)が行政視察(以下「視察」という。)を受入れ、町が保有する行政情報等を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察の受入れに関する事務は、つなぐ課(以下「担当課」という。)において行う。
2 視察の対応は、当該視察の目的事項を所管する課等(以下「所管課」という。)において行う。

(申請)

第3条 視察希望する者(以下「視察者」という。)は、町公式ホームページ行政視察申込フォームより申請するものとする。

(受入れ)

第4条 担当課は、前条の規定による申請を受けたときは、所管課と受入れの可否について協議し、その結果を視察者に連絡する。
2 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(視察費等の徴収)

第5条 町は、視察にかかる資料代等に係る経費(以下「視察費」という。)として、視察者1人当たり5,000円を徴収する。ただし、視察の過程において有料施設入館料等が発生した場合は、当該実費について別途徴収するものとする。
2 実費負担の庶務は、所管課が処理する。

(免除)

第6条 次に掲げる者で構成される団体が行政視察をする場合は、第5条に規定する料金を免除することができる。
(1) 西川町民
(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校に通学する者
(3) その他町長が特に必要と認めるとき。

(徴収の方法)

第7条 視察費は、町が納入通知書を発行の上、徴収する。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。